

新旧対照表（抄）

○ 中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年三月中央区条例第十五号）

新	旧
（補償基礎額） 第四条（略） 2（略） 3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において他に生計の持ちがなく、主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族一人につき当該各号に掲げる額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が十六年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。 一 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に ある子 四百三十四円 二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に ある孫 二百円（経験年数が十年以上十六年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の	（補償基礎額） 第四条（略） 2（略） 3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において他に生計の持ちがなく、主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族一人につき当該各号に掲げる額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が十六年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。 一 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 二百円（経験年数が十年以上十六年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の当該配偶者 百円） 二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に ある子 三百円 三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に ある孫 二百円（特定経験年数学校医等 の

新	当該孫 百円) 三 六十歳以上の父母及び祖父母 二百円 (特定経験年数学校医等の当該父母及び祖父母 百円) 四 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹 二百円 (特定経験年数学校医等の当該弟妹 百円) 五 重度心身障害者 二百円 (特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 百円) 4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、百三十四円に当該期間にある当該子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (介護補償) 第十二条 (略) 2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 介護補償に係る障害 (障害の状態に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。) が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合 (次号において「常時介護を要する場合」という。) において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (同号に掲げるときを
旧	当該孫 百円) 四 六十歳以上の父母及び祖父母 二百円 (特定経験年数学校医等の当該父母及び祖父母 百円) 五 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹 二百円 (特定経験年数学校医等の当該弟妹 百円) 六 重度心身障害者 二百円 (特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 百円) 4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間 (以下この項において「特定期間」という。) にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、百三十四円に特定期間にある当該子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (介護補償) 第十二条 (略) 2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 介護補償に係る障害 (障害の状態に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。) が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合 (次号において「常時介護を要する場合」という。) において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (同号に掲げるときを

新	旧
除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、十七万七千九百五十円） 二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が八万五千四百九十円以下であるときに限る。） <u>八万五千四百九十円</u> 三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が八万八千九百八十円を超えるときは、八万八千九百八十円） 四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>四万二千七百円</u>以下であるときに限る。） <u>四万二千七百円</u> 附 則 （施行期日）	除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、十七万七千九百五十円） 二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が八万二千二百九十円以下であるときに限る。） <u>八万二千二百九十円</u> 三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が八万八千九百八十円を超えるときは、八万八千九百八十円） 四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>四万六百元</u>以下であるときに限る。） <u>四万六百元</u>

	新
1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 次項及び附則第四項の規定により読み替えて適用するこの条例による改正後の中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)第四条第三項の規定は、令和七年四月一日(以下「適用日」という。))以後に支給すべき事由の生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお、従前の例による。 3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。))の前日までの期間における新条例第四条第三項の規定の適用については、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)」と、「加算して」とあるのは「、配偶者である扶養親族については二百円(経験年数が十年以上十六年未満の学校医及び学校歯科医(以下「特定経験年数学校医等」という。))の当該配偶者については百円)を、それぞれ加算して」と、同項第一号中「四百三十四円」とあるのは「三百八十四円」と、同項第二号中「経験年数が十年以上十六年未満の学校医及び学校歯科医(以下「特定経験年数学校医等」という。))」とあるのは「特定経験年数学校医等」とする。	旧

新	旧
4 施行日から令和八年三月三十一日までの期間における新条例 第四条第三項の規定の適用については、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」と、「加算して」とあるのは「配偶者である扶養親族（経験年数が十年以上十六年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族である者を除く。）については百円を、それぞれ加算して」と、同項第一号中「四百三十四円」とあるのは「三百八十四円」と、同項第二号中「経験年数が十年以上十六年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）とあるのは「特定経験年数学校医等」とする。 5 新条例第十二条第二項の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた介護補償については、なお、従前の例による。 6 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第三項の規定に基づく公務災害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）、同項の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例第十二条第二項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例	

新	の規定（附則第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。
旧	